

水から広げる環境づくり





# 令和4年 環境経営レポート

発行日: 令和4年(2022年)6月30日

対象期間: 令和3年4月1日~令和4年3月31日(令和3年度)

# 目 次



|    | 目 次                                | 1     |
|----|------------------------------------|-------|
| 1. | 環境経営方針                             | 2     |
| 2. | 会社概要                               | 3~8   |
| 3. | 環境経営目標                             | 9     |
| 4. | 環境経営計画                             | 10    |
| 5. | 実績/環境活動の取組結果と評価・次年度の取組内容           | 11~16 |
| 6. | 環境法令等評価(順守)一覧表<br>環境関連法規の違反、控訴等の有無 | 17~18 |
| 7. | 代表者による全体評価と見直しの結果                  | 19    |

#### 1 環境経営方針

#### 【基本理念】

守れるのは、"水"と"命"かつて"自然"は大きな器の中で自浄作用により自らを守り続けていました。

しかし人間は、その器の大きさに限界があることを忘れ、さらに器そのものを破壊し続けたことで、 既に「環境破壊」として器から溢れ出してしまったと言えます。

様々な側面で環境破壊の危機が叫ばれる今日、自浄作用の器を取り戻すために私たちができること。 そして私たちの「責任」「役割」とは…

私たちは"水から広げる環境づくり"をモットーとし、生命の根源である"水"を守り続けています。

#### 【環境経営方針】

- 1 エコアクション21ガイドラインに準拠した環境マネジメントシステムを構築し、経営おける課題とチャンス踏まえ、継続的に改善することにより環境保全活動を推進します。
- 2 環境法規制及び地域と取り交わした協定を遵守いたします。
- 3 下記の項目を重点活動項目と定め、事業活動の環境負荷を低減します。
  - ①処理施設からの放流水を良好な状態に維持することによって、太田川及び瀬戸内海の 環境保全に努めます。
  - ②節電、省エネルギーにより、二酸化炭素排出量の削減に努めます。
  - ③循環型社会の構築の為、3Rの推進(削減、再利用、再資源化)に努めます。
  - ④グリーン購入法対象商品の購入促進に努めます。
  - ⑤廃棄物収集運搬における環境負荷に配慮し化石燃料排出抑制に努めます。
  - ⑥化学物質の適正処理に努めます。
  - ⑦節水に努めます。
  - 8環境に配慮しながら建設工事を施工します。
- 4 環境への取組を環境経営レポートに取りまとめ公表します。



制定日:平成29年5月1日 改訂日:令和4年4月1日

株式会社クリンプロ 代表取締役 川村広晶

#### 2. 会社概要

#### 1).事業所名及び代表氏名

株式会社クリンプロ

代表取締役社長 川村広晶

#### 2).認証対象事業所及び所在地

本社 広島県山県郡安芸太田町土居310番地

※現在は拠点を本社として事業活動を下記「事業内容(エコアクション21対象範囲)」を対象とした「サイト認証」である。

TEL0826-28-1880 FAX0826-28-1883

#### 3).最高責任者及び環境管理責任者

最高責任者 川村広晶

環境管理責任者 栗栖一成

#### 4).事業内容(I]アクション21対象範囲)

一般廃棄物収集運搬業、産業廃棄物中間処理、収集運搬業 浄化槽保守点検清掃業、排水管清掃業、貯水槽清掃業 各種汚水処理施設運転管理業、一般建設業、解体工事業

#### 5).法人設立年月日

昭和31年5月24日

#### 6).資本金

3,000万円

#### 7).事業規模 (令和2年度)

(2021~2022年)

| 活動規模        | 単位  | 平成31年  | 令和2年   | 令和3年   |
|-------------|-----|--------|--------|--------|
| 処理量(一廃収集運搬) | t   | 6357.1 | 6311.1 | 6324.3 |
| 処理量(産廃中間処理) | t   | 1665.0 | 1680.0 | 1695.0 |
| 中間処理後最終処分量  | t   | 221.1  | 224.9  | 220.8  |
| 処理量(産廃収集運搬) | t   | 628.0  | 584.9  | 502.5  |
| 総売上高        | 百万円 | 661    | 675    | 693    |
| 廃棄物売上高      | 百万円 | 181    | 207    | 183    |
| その他売上高      | 百万円 | 480    | 468    | 510    |
| 従業員         | 人   | 19     | 22     | 28     |
| 床面積         | m²  | 136    | 136    | 136    |

#### 8).車両台数

普通自動車4台 軽自動車8台 吸引車5台 収集車16台 脱水車1台

高圧洗浄車1台 工事車11台

#### 9)-1.許認可番号

| 項目    | 浄化槽保守点              | 京検登録                         |   | 浄化槽流        | 青掃許可                         |      |
|-------|---------------------|------------------------------|---|-------------|------------------------------|------|
| 許可番号  | 広島県                 | 広島市                          | 安芸太田町   | 北広島町        | 広島市                          | 廿日市市 |
| 计可银艺  | 県60第0402号 77        |                              |   | 第浄2号        | 77                           | 307  |
| 有効年月日 | 令和4年1月1日~令和6年12月31日 | 令和3年12月25日~令和6年12月24日        | 令和3年4月1日~令和5年3月31日 \$ |             | 令和4年4月1日~令和6年3月31日           |      |
| 許認可先  | 安芸太田町,北広島町,廿日市市     | 広島市域                         | 安芸太田町管内   | 北広島町        | 広島市域                         | 吉和地域 |
| 計画のリル | 女云太田町.北仏島町.11日中中    | (安芸地区衛生施設管理組合の所掌す<br>る地区を除く) | 女女人由可信的   | (旧芸北町区域に限る) | (安芸地区衛生施設管理組合の所掌す<br>る地区を除く) |      |

| 項 目   | 一般廃棄物収集運搬業許可 |                    |                          |              |  |  |
|-------|--------------|--------------------|--------------------------|--------------|--|--|
| 카리포모  | 安芸太田町        | 北広島町               | 広島市                      | 市市日廿         |  |  |
| 許可番号  | 第2-1号        | 第液2号               | 77                       | 207          |  |  |
| 有効年月日 | 令和3年         | 令和3年4月1日~令和5年3月31日 |                          |              |  |  |
| 種類    | 安芸太田町管内      | 北広島町               | 広島市域                     | 廿日市市内一円      |  |  |
| 許認可先  | 女去太田町官内      | (旧芸北町区域に限る)        | (安芸地区衛生施設管理組合の所載する地区を除く) | רן עאטוטום ם |  |  |

#### 9)-2.許認可番号

| 項目    | 産業廃棄物収集運搬許可                |                            |                            |  |  |
|-------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|--|--|
| 許可番号  | 第03404041592号              | 第03300041592号              | 第03500041592号              |  |  |
| 有効年月日 | 令和3年8月26日~令和8年8月25日        | 令和2年8月18日~令和7年8月17日        | 令和2年6月3日~令和7年6月2日          |  |  |
| 種類    | 汚泥,廃油,廃プラッチク類,紙くず,木くず.繊維くず | 汚泥.廃油.廃プラッチク類.紙くず.木くず.繊維くず | 汚泥.廃油.廃プラッチク類.紙<す.木<す.繊維<す |  |  |
| 許認可先  | 広島県                        | 岡山県                        | 山口県                        |  |  |

| 項目    | 産業廃棄物収集運搬許可                |                            |  |  |  |
|-------|----------------------------|----------------------------|--|--|--|
| 許可番号  | 第03200041592号              | 第03104041592号              |  |  |  |
| 有効年月日 | 令和2年6月8日~令和7年5月19日         | 令和2年8月20日~令和7年8月19日        |  |  |  |
| 種類    | 汚泥.廃油.廃プラッチク類.紙くず.木くず.繊維くず | 汚泥.廃油.廃プラッチク類.紙くず.木くず.繊維くず |  |  |  |
| 許認可先  | 島根県                        | 鳥取県                        |  |  |  |

#### 9)-3.許認可番号

#### 産業廃棄物処分業許可(中間処理)

| 許可区域  | 広島県                              | 許可期間    | 自:平成30年1月12日   |  |  |
|-------|----------------------------------|---------|----------------|--|--|
| 許可番号  | 第03424041592号                    |         | 至:平成35年1月11日   |  |  |
| 積替保管  | 許可無し                             |         |                |  |  |
| 施設の種類 | 脱水施設(移動式)                        |         |                |  |  |
|       | 広島県山県郡安芸太田町大                     | 字土居310番 | 地              |  |  |
|       | 広島県廿日市市吉和3697番地                  |         |                |  |  |
|       | 広島県山県郡安芸太田町大字中筒賀字砂ヶ原415番地        |         |                |  |  |
| 設置場所  | 広島県山県郡安芸太田町大字横川字二軒占屋855番地の2      |         |                |  |  |
|       | 広島県山県郡安芸太田町大字上殿字欒2237番地4         |         |                |  |  |
|       | 広島県山県郡安芸太田町大字加計字香草873番地1         |         |                |  |  |
|       | 広島県山県郡安芸太田町大                     | 字柴木字龍川~ | 1797番地3        |  |  |
| 許可年月日 | 平成9年11月21日設置 平成9年9月29日許可 AO4008号 |         |                |  |  |
| 処理能力  | 汚泥 48ml/日                        |         |                |  |  |
| 産業廃棄物 | 【脱水】汚泥(水銀使用製品                    | 産業廃棄物、  | 水銀含有ばいじん等、判定基準 |  |  |
| の種類   | に適合しないもの及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)    |         |                |  |  |

| 許可区域         | 広島市                            | 許可期間・ | 自:平成30年1月12日 |  |  |
|--------------|--------------------------------|-------|--------------|--|--|
| 許可番号         | 第07320041592号                  | 计划规则  | 至:平成35年1月11日 |  |  |
| 積替保管         | 許可無し                           |       |              |  |  |
| 施設の種類        | 脱水施設(移動式)                      |       |              |  |  |
| 設置場所         | 広島市内一円                         |       |              |  |  |
| 許可年月日        | 平成17年4月25日 第D1029号             |       |              |  |  |
| 処理能力         | 汚泥 48㎡/日                       |       |              |  |  |
| <del></del>  | 汚泥(判定基準に適合しないものを含まない。)         |       |              |  |  |
| 産業廃棄物<br>の種類 | (水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業 |       |              |  |  |
| ,            | 廃棄物であるものを除く。)                  |       |              |  |  |

#### 10).処理工程図

# 

処理施設の種類…下水処理施設

産業廃棄物の種類…下水汚泥

処理能力(規模)…48㎡/日

処理方式…遠心分離方式

下水道汚泥処理

《下水道汚泥》

排出者

公共下水道

下水処理場流入

オキシデーションディッチ方式

1

余剰汚泥

\_\_\_\_

移動脱水車

凝集剤

脱水ケーキ排出



運搬

肥料化施設搬入肥料化



出荷

有機肥料緑農地還元

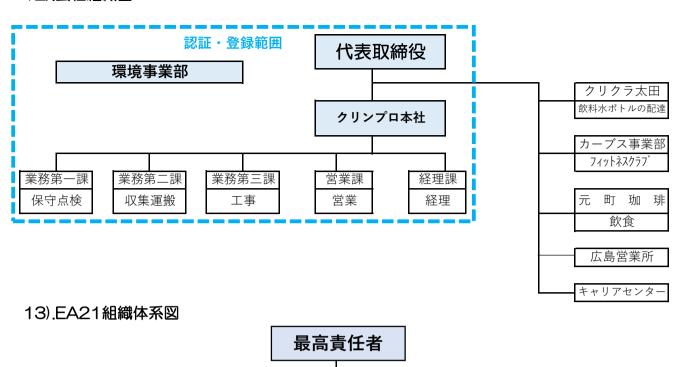


## 11).環境関連技術者・習得人数

| 浄化槽管理士・・・・・・・・・・   | 10名 | 車両系建設機械・・・・・・・・ 3名    |
|--------------------|-----|-----------------------|
| 浄化槽技術管理者・・・・・・・・   | 9名  | 小型移動式クレーン運転技術者・・・・ 6名 |
| 浄化槽設備士・・・・・・・・・・   | 1名  | 酸素欠乏硫化水素危険作業主任者・・・ 5名 |
| 浄化槽管清掃技術者・・・・・・・・  | 1名  | し尿処理施設技術管理者・・・・・・ 1名  |
| 浄化槽清掃実務者・・・・・・・・   | 3名  | 産業廃棄物中間処理技術管理者・・・・ 2名 |
| 第2種電気工事士・・・・・・・・   | 3名  | 貯水槽清掃作業監督者・・・・・・・ 1名  |
| ごみ処理施設技術管理者・・・・・・  | 1名  | 1級土木施工管理技士・・・・・・・1名   |
| 2級管工事施工管理技士・・・・・・  | 1名  | 2級土木施工管理技士・・・・・・・1名   |
| 危険物取扱者乙・・・・・・・・・   | 5名  | 冷媒回収技術者・・・・・・・・ 3名    |
| 玉掛け技能講習・・・・・・・・・・  | 2名  | 第1種消防設備点検資格者・・・・・・1名  |
| 高所作業運転者・・・・・・・・・   | 1名  | 第2種消防設備点検資格者・・・・・・1名  |
| 職長・安全衛生責任者教育講習・・・・ | 1名  |                       |
| 浄化槽法定検査 検査補助員····· | 3名  |                       |
| 下水道処理施設 第3種技術検定・・  | 8名  |                       |
| 下水道処理施設 管路施設・・・・・  | 8名  |                       |
| 下水道排水設備工事責任技術者•••  | 2名  |                       |
| 給水装置主任技術者・・・・・・・・  | 2名  |                       |
| 産業洗浄技能士・・・・・・・・・   | 3名  |                       |



#### 12) 会社組織図



環境管理責任者

#### 業務第二課 業務第一課 業務第三課 営業課 経理課 保守点検 収集運搬 工事 営業 経理 役割・責任・権限 ・環境管理責任者の任命 最高責任者 ・環境経営方針の制定 ・環境経営目標及び環境経営計画の承認 ・EMSの運用の最終的な責任と権限 ・EMMの制定改廃の決裁 EMSの見直し ・マネジメントレビュー(環境経営レポート) 各手順書の承認 ・ E MMの制定改廃の提案 環境管理責任者 ・EMSの確立及び運用推進 ・マネジメントレビューの為のEMSのパフォーマンス報告 ・環境経営目標及び環境経営計画の立案 ・環境経営方針の周知 ・環境負荷及び環境への取組状況の評価 ・環境経営目標及び環境経営計画の実施状況の確認及び見直し ・環境経営目標及び環境経営計画における責任者の任命(部門責任担当者) ・法規制の遵守状況の確認及び代表者への報告 ・自部門に関連する環境経営計画の実施 部門担当責任者 ・環境経営方針の理解と環境への取組みの重要事項を自覚 全従業員 ・決められたことを守り、自主的・積極的に環境活動へ参加

#### 3 環境経営目標

| 項目                      |                      |   |               | 環境経営目標                                    |   |   |  |
|-------------------------|----------------------|---|---------------|---|---|---|--|
|                         | 巧                    | ₹□  | -             | 2021年度                                    | 2022年度                                    | 2023年度                                    |  |
| 処理施設からの放流水を良好な状態に維持する … |                      |   | 目標値           | _   | -   | -   |  |
|                         |                      |   | 達成率(%)        | _   | _   | _   |  |
|                         | 電気使用量                | 基準年度 2017年度                                     | 総量 (Kg-CO2)/年 | 15249.0                                   | 15095.0                                   | 14941.0                                   |  |
|                         | の抑制                  | 基準値 15403.1(Kg-CO2)                             | 削減率(%)        | 1.0%                                      | 2.0%                                      | 3.0%                                      |  |
| 二酸化炭素                   | 自動車燃料の削減             | 基準年度 2018年度                                     | 総量 (Kg-CO2)/年 | 37278                                     | 36902                                     | 36525                                     |  |
| 排出量の削減                  | (営業車、管理車)            | 基準値 37655.0(Kg-CO2)                             | 削減率(%)        | 1.0%                                      | 2.0%                                      | 3.0%                                      |  |
|                         | 自動車燃料の削減             | 基準年度 2019年度                                     | 原単位(Kg-CO2/t) | 18.0Kg-CO2/t                              | 18.0Kg-CO2/t                              | 18.0Kg-CO2/t                              |  |
|                         | (収集運搬車両)             | 収集量1t当たりのCO2排出量<br>の原単位方式の評価とする<br>18.0Kg-CO2/t | 削減率(%)        | 基準値を上回らない                                 | 基準値を上回らない                                 | 基準値を上回らない                                 |  |
|                         | 事務所ゴミ                | 基準年度 2018年度                                     | 総量Kg/年        | 101.9                                     | 101.4                                     | 100.4                                     |  |
| 廃棄物の削減                  | の削減                  | 103.5Kg   | 削減率(%)        | 1.0%                                      | 2.0%                                      | 3.0%<br>4653.4kg(紙)                       |  |
| 1762 171 17117          | 廃棄物の                 | 基準年度 2018年度                                     | 総量Kg/年        | 4653.4kg(紙)<br>382.4kg(缶)<br>292.0kg(ペット) | 4653.4kg(紙)<br>382.4kg(缶)<br>292.0kg(ペット) | 4653.4kg(紙)<br>382.4kg(缶)<br>292.0kg(ペット) |  |
|                         | リサイクル                | 4653.4kg(紙)<br>382.4kg(缶)<br>292.0kg(ペット)       | リサイクル向上率(%)   | 基準値を下回らない                                 | 基準値を下回らない                                 | 基準値を下回らない                                 |  |
| グリーン購入                  | グリーン購入の              | _   | 目標値           | ・6品目購入                                    | ・6品目購入                                    | ・6品目購入                                    |  |
| , , , Mil (             | 促進                   |   | 達成率(%)        | 基準値を下回らない                                 | 基準値を下回らない                                 | 基準値を下回らない                                 |  |
| 受託した産業廃棄物<br>収集運搬に伴う    | 自動車燃料の削減             | _   | 目標値           | _   | _   | _   |  |
| 環境負荷の低減                 | (収集運搬車両)             |   | 削減率(%)        | _   | _   | _   |  |
| 化学物質の適正管理               | 化学物質の                | _   | 目標値           | 使用薬剤の適正管理                                 | 使用薬剤の適正管理                                 | 使用薬剤の適正管理                                 |  |
| 103 1330 1 12 11        | 適正管理                 |   | 達成率(%)        | _   | _   | _   |  |
| 水使用量の                   | 水使用量の削減              | _   | 目標値           | _   | _   | _   |  |
| 削減                      | 3 50.10 = 1.135,53   |   | 削減率(%)        | _   | -   | -   |  |
| 環境に配慮した                 | 環境に配慮した              | _   | 目標値           | ・建設工事に伴う苦情0件                              | ・建設工事に伴う苦情0件                              | ・建設工事に伴う苦情0件                              |  |
| 建設工事の施工                 | 建設工事の施工              |   | 達成率(%)        | 100%                                      | 100%                                      | 100%                                      |  |
|                         | 交通事故報告書の<br>掲示・安全運転の | _   | 目標値           | _   | _   | _   |  |
| その他                     | 啓発活動                 |   | 達成率(%)        | _   | -   | _   |  |
|                         | 会社周辺及び               | _   | 目標値           | _   | _   | _   |  |
|                         | 車庫等の清掃               |   | 達成率(%)        | <u> </u>                                  | _   | _   |  |

電力二酸化炭素排出係数0.691を使用(中国電力H29.12.21:実排出係数より)

#### 4 環境経営計画

| 項目                              |                              | 責任者      | 取組内容  |
|---------------------------------|------------------------------|----------|---|
| 処理施設からの放流水を良好な状態に維持する           |                              | 栗栖       | ・定期的なスケジュールで点検を行う   |
|                                 | 電気使用量<br>の抑制                 | 国        | <ul><li>・不必要な時は消灯、使用時</li><li>・空調の適温化、使用していない部屋の空調は停止のみ点灯</li><li>・ブラインドやカーテンの利用等により、熱の出入りを調節</li><li>・蛍光灯照明器具を順次LEDに取り替え</li></ul> |
| 二酸化炭素<br>排出量の削減                 | 自動車燃料の削減<br>(営業車、管理車)        | 沖<br>山根  | <ul><li>・エコドライブ等運転方法の配慮</li><li>・アイドリングストップ</li><li>・急加速・急停車の防止</li><li>・冷房の控え目使用</li></ul>   |
|                                 | 自動車燃料の削減<br>(収集運搬車両)         | 沖<br>佐々木 | <ul><li>・収集運搬会議での効率化検討</li><li>・低燃費運転の実施</li></ul>  |
| 廃棄物の削減                          | 事務所ゴミ<br>の削減                 | 常国       | ・分別の徹底 ・シュレッダー廃紙のリサイクル化 ・データでのやり取りで印刷物の削減 ・機器故障時の修理による長期運用  |
| 焼栗初の削減                          | 廃棄物の<br>リサイクル                | 南        | ・作業ミスによる廃棄量の削減<br>・シュレッダー廃紙のリサイクル化<br>・会社自販機の利用<br>・社外購入品の持ち帰り廃棄  |
| グリーン購入                          | グリーン購入の<br>促進                | 湯恵       | ・グリーン購入対象品目調査   |
| 受託した産業廃棄物<br>収集運搬に伴う<br>環境負荷の低減 | 自動車燃料の削減<br>(収集運搬車両)         | 佐々木      | ・収集運搬会議での効率化検討・毎月の安全・エコ運転評価   |
| 化学物質の適正管理                       | 化学物質の<br>適正管理                | 住吉       | ・購入及び持出を記録することによる適正管理   |
| 水使用量の<br>削減                     | 水使用量の削減                      | -        | ・節水シールの貼り付けによる呼びかけ  |
| 環境に配慮した建設工<br>事の施工              | 環境に配慮した<br>建設工事の施工           | 上本       | ・防音シートの設置工事   |
| その他                             | 交通事故報告書の<br>掲示・安全運転の<br>啓発活動 | 栗栖       | <ul><li>・事故案件の翌日報告会議実施、周知</li><li>・交通事故報告書を社内掲示</li></ul>   |
| - C WIE                         | 会社周辺及び<br>車庫等の清掃             | 野田       | ・会社周辺の毎月1回の清掃<br>・担当区画分けによる整理整頓推進   |

電力二酸化炭素排出係数0.691を使用(中国電力H29.12.21:実排出係数より)

#### 5 実績/環境活動の取組結果と評価・次年度の取組内容

環境経営目標に対する達成状況は、以下のとおりです。

#### 処理施設からの放流水を良好な状態に維持する

| 取組項目                 | 令和3年度判定 |
|----------------------|---------|
| 定期的なスケジュールで<br>点検を行う | 0       |

※処理施設からの放流水は良好な状態で 維持 出来ています。公的機関の水質検査も良好 です。来期も定期的なスケジュールを立て

スケジュールに沿って運転管理を行います。



活動内容

定期的なスケジュールに 沿っての点検実施

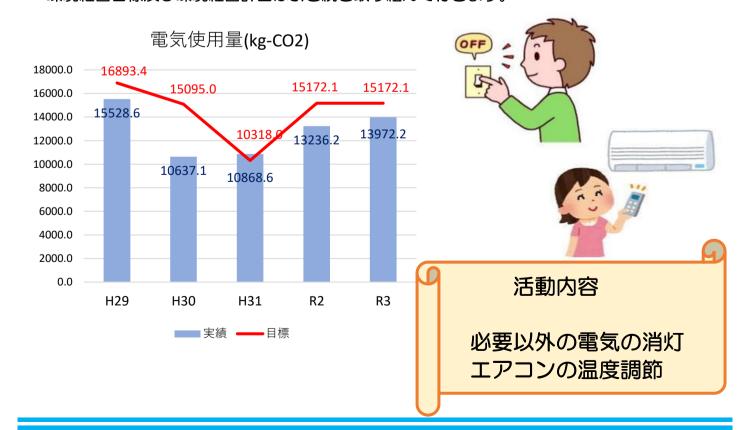
#### 電力の削減

| 取り組み項目   | 令和公           | 判定            |       |
|----------|---------------|---------------|-------|
| 取り組の項目   | 目標値           | 実績値           | #J\\C |
| 電気使用量の抑制 | 15249.0kg-CO2 | 13972,2kg-CO2 | 0     |

※今年度も、目標値の達成ができました。

人員・機器増加の影響か使用量は増加傾向ですが、引き続き運用管理をして節電に努めていきます。

環境経営目標及び環境経営計画は引き続き取り組んで行きます。

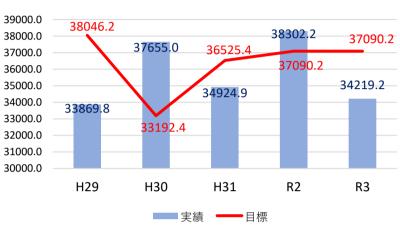


#### 自動車燃料の削減

| 取り組み項目                | 令和3           | 判定            |   |
|-----------------------|---------------|---------------|---|
| 以り心が摂日                | 目標値           | 実績値           | 늰 |
| 自動車燃料の削減<br>(営業車・管理車) | 37278.0kg-CO2 | 34219.2kg-CO2 | 0 |

※新車への移行や人員増加による業務分担が影響し、目標達成しました。 目標値をほぼ据え置き、実績値の安定を目指します。





#### 活動内容

アイドリングストップ 運行経路の随時見直し 急加速・急停車の防止



#### 自動車燃料の削減

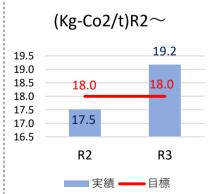
| 取り組み項目               | 令和3                         | 判中           |    |  |
|----------------------|-----------------------------|--------------|----|--|
| 以り組の項目               | 目標値                         | 実績値          | 判定 |  |
| 自動車燃料の削減<br>(収集運搬車両) | 18.0Kg-CO2/t<br>(基準値を上回らない) | 19.2Kg-CO2/t | ×  |  |

※前年度より、廃棄物の収集量1t当たりのCO2排出量の原単位方式の評価に変更しましたが予定値を上回り、目標達成とはなりませんでした。 車両・人員の増加に対し、効率的な運行が行えるよう再検討します。

#### 自動車燃料使用量(kg-CO2)



#### 原単位方式





活動内容

アイドリングストップ 運行経路の随時見直し 急加速・急停車の防止 エコドライブ評価の点数アップ

「2021年度の二酸化炭素排出量の合計値 266,791.03 kg-CO2」

#### 廃棄物の削減

| 取り組み項目   | 令和3     | 判定      |      |
|----------|---------|---------|------|
|          | 目標値     | 実績値     | 十小人上 |
| 事務所ゴミの削減 | 101.9kg | 100.3kg | 0    |

※わずかながらも目標値を下回り、目標を達成できました。

次年度も一層のごみ削減意識の共有に努めます。

#### 一般廃棄物排出量(kg)



# 活動内容

裏紙使用 ミスプリント削減 分別による紙のリサイクル





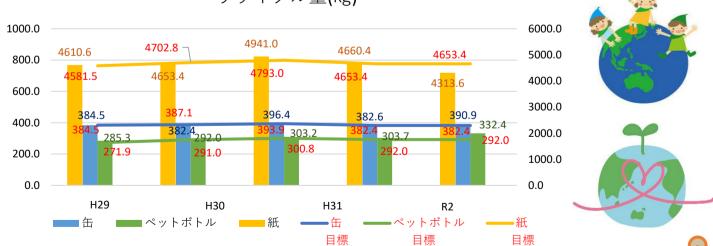


#### 廃棄物の削減

|           | 令和3年度              |          |        |          |    |
|-----------|--------------------|----------|--------|----------|----|
| 取り組み項目    | 目標値<br>(基準値を下回らない) |          | 実績値    |          | 判定 |
|           | 紙                  | 4653.4kg | 紙      | 4313.6kg | ×  |
| 廃棄物のリサイクル | 缶                  | 382.4kg  | 缶      | 390.9kg  | 0  |
|           | ペットボトル             | 292.0kg  | ペットボトル | 332.4kg  | 0  |

※紙のリサイクル目標のみ達成が出来ませんでした。紙媒体の利用減少も影響している可能性があるので、紙使用量も踏まえて次年度目標修正を行います。

#### リサイクル量(kg)



#### 活動内容

ミスコピー用紙の再利用 紙・缶・ペットボトルのリサイクル

#### グリーン購入

| 取り組み項目    | 令和:   | 判定     |    |
|-----------|-------|--------|----|
| 以り組み項目    | 目標値   | 実績値    | 刊化 |
| グリーン購入の促進 | 6品目購入 | 11品目購入 | 0  |

※対象商品を優先的に購入します。

引続き物品を大切にする意識を持ちながら業務の実施を目指します。

グリーン購入品目 18 20 15 11 10 6 6 6 6 H29 H30 H31 R2 R3 ■目標

実績





# 活動内容

ecoマーク商品の購入促進 ecoマーク対象商品の情報収集



#### 化学物質の適正管理

| 取組項目      | 令和3年度判定 |
|-----------|---------|
| 化学物質の適正管理 | 0       |

※購入及び持ち出しを記録することに よる適正管理を継続していきます。



#### 活動内容

購入及び持ち出しを記録することによる適正管理

#### 水使用量の削減

| 取組項目    | 令和3年度判定 |
|---------|---------|
| 水使用量の削減 | 0       |

※井戸水を使用しているので水使用量を 数値として把握することは出来ませんが 節水活動を継続して取り組み来期も 水使用量の削減に努めていきます。

#### 活動内容

節水活動を継続して取り組む



#### 環境に配慮した建設工事の施工

| 取組項目                      | 令和3年度判定 |
|---------------------------|---------|
| 環境に配慮した建設工事の<br>施工による苦情O件 | 0       |

※工事現場において騒音・振動に対する 苦情はありませんでした。 来期も苦情〇件を目指し、現場での 作業を行います。

#### 活動内容

騒音・振動に配慮して工事を行う 作業前のKY活動を実施





#### その他

| 取組項目                     | 令和3年度判定 |
|--------------------------|---------|
| 交通事故報告の社内提示<br>安全運転の啓発活動 | 0       |

※交通事故を起こした場合翌朝の朝礼にて事故報告会を行い ドライブレコーダーの映像を基に状況検分を行います。 月1回安全運転評価を行い運転時の危険挙動は無いか、 エコ運転は実施されているかの検分を行い自分自身の 運転技量を認識すると共に今後の安全運転に役立てます。 来期も交通事故Oを目指し活動します。



#### 活動内容

交通事故報告書を社内提示 月1回安全運転評価を行う

#### その他

| 取組項目         | 令和3年度判定 |
|--------------|---------|
| 会社周辺及び車庫棟の清掃 | 0       |

※会社周辺を清掃することにより環境の美化につながり 近隣住民の方と良好な関係が築けました。 車庫内は5Sに対する意識の向上に繋げていきます。

来期も継続し地域の方との信頼関係を築きながら環境衛生保全に貢献できる活動をしていきます。



### 活動内容

国道から会社までの道路を毎日清掃 月1回会社敷地内を清掃

評価一覧作成日:令和4年12月29日/順守確認日:令和5年1月13日

| 環境関連法規                       | 適用条項           | 内容                               | 要求事項  | 順守状況   |
|------------------------------|----------------|----------------------------------|---|--|
| 道路交通法、道路交通法施行規則              | H74.3.1        | 安全運転管理者等                         | 安全運転管理者を選任                                    | 適  |
| 是到人也从、是到人也从17%以              | H74.3.2        | X工产和10年17                        | 安全運転管理者による交通安全教育その他の実施                        | 適  |
|                              | H18            | 報告の徴収 (広島県)                      | 前年4月1日から3月31日までに処理した産業廃棄物処理実績報告               | 適  |
| 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(準拠)         | H18            | 報告の徴収 (広島市)                      | 前年4月1日から3月31日までに処理した産業廃棄物処理実績報告               | 適  |
| 近来1000だ在及U/月1時に図りる/公子(牛皮)    | H18            | 報告の徴収 (鳥取県)                      | 前年4月1日から3月31日までに処理した産業廃棄物処理実績報告               | 適  |
|                              | H18            | 報告の徴収 (島根県)                      | 前年4月1日から3月31日までに処理した産業廃棄物処理実績報告               | 適  |
| 広島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例          | J 4            | 事業者の責務                           | 事業活動に伴う一般廃棄物の適正処理                             | 適  |
|                              | K 9            | 許可証等の掲示等                         | 一廃、産廃許可証及び検査済証の掲示、保管                          | 適  |
| 広島市廃棄物の処理及び清掃に関する規則          | K12            | 業務の実績報告                          | 廃棄物の収集運搬実績の報告(翌月5日まで)                         | 適  |
|                              | K18            | 従事者証                             | 従事者証の携帯義務                                     | 適  |
| 広島県生活環境の保全等に関する条例(騒音関        | J 56           | 学校等の周辺における騒音                     | 学校等の周辺における騒音規制                                | 適  |
| 連)                           | J 57           | 深夜騒音                             | 近隣家屋における深夜騒音規制                                | 適  |
|                              | J 2            | 登録                               | 広島市区域内での浄化槽保守点検業の登録義務                         | 適  |
|                              | J10            |                                  | 広島市区域内に営業所設置義務及び浄化槽管理士の専任義務                   | 適  |
| 広島市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条        | J10. 3         | 営業所の設置等                          | 器具備付けの義務                                      | 適  |
| 例                            | J10, 7         |                                  | 浄化槽管理士証の携帯義務                                  | 適  |
|                              | J11            | 帳簿の備え付け等                         | 帳簿の記載及び保管の義務                                  | 適  |
|                              | J15. 3         | 許可証の交付                           | 净化槽清掃業許可証掲示義務                                 | 適  |
|                              | K1 2           |                                  | 伊北信用 伊米計 以 紅 物 小 我 份                          | 適  |
|                              |                | 標識の掲示                            |   |  |
| 広島市浄化槽保守点検業者の登録等に関する規<br>則   | K14            | 業務実績報告                           | 浄化槽保守点検業務実績報告義務(翌月5日まで)                       | 適  |
| V.)                          | K1 9           | 業務実績報告                           | 浄化槽清掃業務実績報告義務(翌月5日まで)                         | 適  |
|                              | K20            | 従事者証                             | 浄化槽清掃業務従事者証の携帯義務                              | 適  |
|                              | SØ 4           | 登録の申請                            | 下水道処理施設維持管理業者登録申請                             | 適  |
| 下水道処理施設維持管理業者登録規定            | SØ7            | 現況報告書の提出                         | 毎営業年度経過後4月以内に、現況報告書類を国土交通大臣に提出                | 適  |
|                              | SØ8            | 変更等の届出                           | 変更があった場合、期間内に書類を国土交通大臣に提出                     | 適  |
|                              | SØ 9           | 廃業等の届出                           | その日から30日以内に、国土交通大臣にその旨を届け出る                   | 適  |
| 瀬戸内海環境保全特別措置法                | H12の2          | 排出水の排出の規制等                       | 指定地域特定施設と水質汚濁防止法の適用                           | -  |
|                              | R 4 の 2        | みなし指定地域特定施設                      | 処理対象人員201人以上500人以下の浄化槽                        | -  |
|                              | H3.1.2.3       | 事業者の責務                           | 自らの責任で処理、減量、処理困難防止。国、地方公共団体の施策協力              | 適  |
|                              | Н6の2・6         | 事業者が一般廃棄物の運搬又は<br>処分を委託することが可能な者 | 環境省令で定める者に委託                                  | 適  |
|                              | H6の2⋅7         | 事業者が一般廃棄物の運搬又は<br>処分を委託する場合の基準   | 政令で定める基準に従う                                   | 適  |
|                              | H7. 1, 2, 5    | 一般廃棄物収集運搬業の許可                    | 市町村長の許可、定める期間ごとに更新、許可要件に適合                    | 適  |
|                              | H7. 13, 14, 15 | 一般廃棄物処理基準                        | 基準に従った収集運搬、他人への委託禁止                           | 適  |
|                              | H12            | 事業者の処理                           | 産業廃棄物処理基準及び産業廃棄物保管基準に従う                       | 適  |
| 廃棄物の処理及び清掃に関する法律             | H12の3          | 産業廃棄物管理票                         | 運搬、処分を委託する場合に産業廃棄物管理票を交付                      | 適  |
|                              | H12の3⋅2        | 管理票の写しの保存期間                      | 環境省令で定める期間保存                                  | 適  |
|                              | H12の3⋅7        | 都道府県知事への報告                       | 報告書を都道府県知事に提出                                 | 適  |
|                              | H14            | 産業廃棄物処理業                         | 都道府県知事の許可、政令で定める期間の更新                         | 適  |
|                              | H14, 6, 7      | 産業廃棄物処分業                         | 都道府県知事の許可、政令で定める期間の更新                         | 適  |
|                              | H14, 12        | 産業廃棄物処理基準の遵守                     | 処理基準に従い収集運搬、処分                                | 適  |
|                              | H1404          | 特別管理産業廃棄物処理業                     | 都道府県知事の許可、政令で定める期間の更新                         | 適  |
|                              | H16の2          | 焼却禁止                             | 即追が宗州事が計刊、以下でためる期間の定制<br>何人も廃棄物を焼却してはならない     | -  |
|                              | H21            | 技術管理者                            | 四人も廃棄物を焼却してはならない<br>処理施設の設置者は技術管理者を置かなければならない | 適  |
|                              | R404           | 事業者の一般廃棄物の運搬、処                   | 一般廃棄物の運搬又は処分若しくは再生がその事業の範囲に含まれるものに            | 適  |
| 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令          | R4の 5          | 分等の委託の基準<br>一般廃棄物収集運搬業の許可の       | 委託<br>2年                                      | 海  |
|                              | K4075          | 更新期間<br>産業廃棄物運搬業の許可の更新           |   | 適  |
| 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令          | R6の9           | 期間                               | 5年  | 適  |
|                              | R6の11          | 産業廃棄物処分業の許可の更新<br>期間             | 5年  | 適  |
| 環境基本法                        | H8. 1, 4       | 事業者の責務                           | 事業活動を行なうに当っての各種責務及び環境保全協力                     | 適  |
| 循環型社会形成推進基本法                 | H11. 1, 4      | 事業者の責務                           | 事業活動を行うに際しての循環資源の適正利用、適正処理の責務                 | 適  |
| All derivation A date of the | H 6 1          | 就業制限                             | クレーンの運転その他の業務に就く者の免許及び技能講習終了                  | 適  |
| 労働安全衛生法                      | H 6 6          | 健康診断                             | 厚生労働省令で定めるところにより、医師による健康診断を行う                 | 適  |
|                              | H17の1          | 消防用設備等の設置、維持                     | 防用設備等を設置し及び維持しなければならない                        | 適  |
|                              | H 1 7 の 3 の 3  | 消防用設備等の点検及び報告                    | 期的に資格を有する者に点検させ報告しなければならない                    | 適  |
|                              |                | 1                                |   | <del>                                     </del> |
| 消防法                          | H9の4の2         | 指定数量未満の危険物の貯蔵、                   | 指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の            | 適  |

評価一覧作成日:令和4年12月29日/順守確認日:令和5年1月13日

|   |                                     |  | 評価一覧作成日:令和4年12月29日/順守確認日:令和  | 5年1月13日 |
|---|-------------------------------------|--|--|---------|
| 広島市火災予防条例   | J31                                 | 指定数量未満の危険物の貯蔵及<br>び取扱いの技術上の基準  | 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所において各項目を遵守   | 適       |
|   | J32の2                               | 少量危険物の貯蔵及び取扱のす<br>べてに共通する技術上の基準  | 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所において各項目を遵守   | 適       |
|   | H47.1, 2                            | 使用者の点検及び整備の義務  | 自動車を保安基準に適合させる点検・整備義務。   | 適       |
| 道路運送車両法   | H58. 1                              | 自動車の検査及び自動車検査証   | 自動車検査証の交付受領  | 適       |
| 浄化槽法  | H3.3                                | 浄化槽によるし尿処理等  | 環境省令で定める準則を遵守  | 適       |
|   | H8                                  | 保守点検   | 保守点検の技術上の(施行規則)基準に従う   | 適       |
|   | H9                                  | 清掃   | 清掃の技術上の(施行規則)基準に従う   | 適       |
|   | H35.1                               | 清掃業の許可   | 当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可   | 適       |
|   | H39                                 | 標識の掲示  | 営業所ごとに、環境省令で定める事項を記載した標識を掲げる   | 適       |
| 広島県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例                             | J 3 の 1                             | 登録   | 県の区域内において浄化槽保守点検業を営もうとする者は知事の登録を受け<br>る  | 適       |
|   | J12                                 | 営業所及び浄化槽管理士の設置<br>等  | 県の区域内において営業所及び浄化槽管理士の設置、必要な措置を行う   | 適       |
| 使用済自動車の再資源化等に関する法律                                | H 5                                 | 自動車の所有者の責務   | 使用済自動車の再資源化等を促進するよう努める   | 適       |
| 廿日市市液状一般廃棄物収集運搬業                                  | 遵守                                  | 許可条件、遵守事項  | 各種遵守   | 適       |
| 北広島町環境保全に関する条例                                    | J6                                  | 事業者の責務   | 町が行う環境保全・創造に関する施策に積極的に協力する   | 適       |
| 安芸太田町ふるさと清流条例                                     | J5,9                                | 事業者の役割<br>法令の遵守義務  | 清流の自然環境の破壊の防止と回復に努める<br>河川法、水質汚濁防止法、その他の法令に定めのある規定基準を遵守  | 適       |
| 安芸太田町きれいなまちづくり推進条例                                | J5,9                                | 事業者の責務   | 環境美化に心掛け、町が実施する施策に積極的に協力する   | 適       |
| 広島市一般廃棄物収集運搬業                                     | 遵守                                  | 許可条件、遵守事項  | 各種遵守   | 適       |
| 毒物及び劇物取締法   | H11                                 | 毒物又は劇物の取扱  | 各種必要な措置を講じなければならない   | 適       |
|   | H12                                 | 毒物又は劇物の表示  | 各所に必要な表示をしなければならない   | 適       |
| 安芸太田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例                             | J15.3                               | 委任   | この条例の施行に関し必要な事項は町長が定める   | _       |
| 安芸太田町浄化槽取扱指導要綱                                    | J10                                 | 浄化槽の使用、保守点検  | 浄化槽の適正な維持管理を実施するため各事項を遵守する   | 適       |
| 安芸太田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例<br>施行規則                     | K11                                 | 業務の実績報告  | 一般廃棄物処理実績、又は浄化槽清掃実績報告書により各月の実績を、翌月<br>の10日までに、町長に報告する  | 適       |
| 安芸太田町一般廃棄物処理業許可取扱要綱                               | J11                                 | 許可条件   | 各種遵守   | 適       |
| 北広島町廃棄物の処理及び清掃に関する条例                              | J 7                                 | 許可業者の遵守事項  | 許可証を他人に譲渡又は、貸与し若しくは事業を下請けさせてはならない  | 適       |
| 北広島町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 施<br>行規則                     | J 5                                 | 業務の実績報告  | 各月の実績廃棄物の収集、運搬又は処分に関する業務実績報告書により町長<br>に報告する  | 適       |
| 北広島町廃棄物の処理及び清掃に関する事務取<br>扱要綱                      | 13                                  | 処理業の許可基準   | 処理業の許可にあたっては、次の基準 ((1)資格、要件(2)施設、器材等)に適合するものでなければならない  | 適       |
| 北広島町浄化槽清掃業に関する条例                                  | J 8                                 | 委任   | この条例の施行に関し必要な事項は町長が定める   | -       |
| 北広島町浄化槽清掃業に関する条例施行規則                              | K 4                                 | 浄化槽清掃業務実績報告  | 各月の実績を翌月の5日までに業務実績報告書により町長へ報告する  | 適       |
| 北広島町し尿処理場設置及び管理条例                                 | J 5                                 | 使用上の義務   | 許可業者は、し尿処理場を使用する場合には、町長の指示に従う  | 適       |
| 北広島町し尿処理場設置及び管理条例施行規則                             | K 10                                | 投入者遵守事項及び原型復旧  | し尿処理場への投入作業後清掃、設備損傷時の原型復旧、事故処理   | 適       |
| 北広島町し尿処理施設における浄化槽汚泥の投<br>入に関する取扱要綱                | J 2                                 | 投入予定日及び変更の連絡   | 浄化槽汚泥量に応じ投入予定日をし尿処理職員に承認を受ける   | 適       |
| 北広島町浄化槽取扱指導要綱                                     | J 10                                | 浄化槽の使用、保守点検等   | 浄化槽の使用、保守点検及び清掃を行うほか、各事項を遵守する  | 適       |
| 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律                             | H10                                 | 対象建設工事の届出等   | 対象建設工事を都道府県知事に届け出なければならない  | 適       |
|   | H3.9                                | 分別解体等の実施(分別解体等<br>実施義務)  | 分別解体等をしなければならない  | 適       |
|   | H4.16                               | 再資源化等の実施(再資源化等<br>実施義務)  | 分別解体等に伴って生じた特定建設資材廃棄物について、再資源化をしなければならない   | 適       |
| 騒音規制法   | H3.14                               | 特定建設作業に関する規制   | 特定建設作業の実施の届出   | -       |
| 建設業法  | Н3                                  | 建設業の許可   | 建設業の許可   | 適       |
| 大気汚染防止法   | H18の18                              | 作業基準の遵守義務  | 特定粉じん排出等作業について、作業基準を遵守   | -       |
| フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関                             |                                     |  |  |         |
| 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律<br>騒音規制法<br>建設業法<br>大気汚染防止法 | H10<br>H3.9<br>H4.16<br>H3.14<br>H3 | 対象建設工事の届出等<br>分別解体等の実施(分別解体等<br>実施義務)<br>再資源化等の実施(再資源化等<br>実施義務)<br>特定建設作業に関する規制<br>建設業の許可 | 対象建設工事を都道府県知事に届け出なければならない<br>分別解体等をしなければならない<br>分別解体等に伴って生じた特定建設資材廃棄物について、再資源化をしなければならない<br>特定建設作業の実施の届出<br>建設業の許可 |         |

#### 【環境関連法規等の遵守状況の評価】

環境関連法規等の遵守状況の評価結果、法規制等の逸脱はありませんでした。

#### 【違反・訴訟等の有無】

過去三年にわたてって違反や訴訟はありません。

#### 7 代表者による全体評価と見直しの結果

環境経営方針は"経営における課題とチャンスを踏まえる"ことの文言を一部追記して、令和4年4月1日付けで改訂しました。

環境経営目標・計画の各取り組み項目に関しては、●処理施設からの放流水を良好な状態に維持する●電気使用量の抑制●自動車燃料の削減(営業・管理車)●事務所廃棄物の削減廃棄物のリサイクル(一部を除く)●グリーン購入の促進●化学物質の適正管理●水使用量の削減、環境に配慮した建設工事の施工による苦情0件●交通事故報告書の社内掲示・安全運転の啓発活動●会社周辺及び車庫等の清掃、については目標達成が出来ており引き続き来期も取り組んでいきます。

目標未達成となった●自動車燃料の削減(収集運搬車両)ですが、前年度より 目標を原単位方式に変更したものの今回大幅に上回る結果となりました。 車両増加・人員増加に伴う、車両手配や新人の運転技術なども影響したと考えられ、今後の安定化を見越して目標は据え置き、来期の効率的運用・技術向上を目指します。

● 廃棄物のリサイクル(紙のみ)が一部目標を達成できませんでした。近年の 紙媒体での書類やり取りが減少傾向にあることも起因していると考え、今後も減 少傾向に歯止めが掛からないようであれば目標の見直しも検討します。

実施体制は今回よりサイト認証での受審となり、昨年より変化のあった人員や車両増加の影響、紙類から電子への移行など、目標設定時の自社状況と周辺環境の間に差異を感じる年度となりました。変化への順応を来期目標のひとつとし、前年度より大きく目標値を外れた2項目への対策も新入社員を中心に共有・教育を行って、全社意識向上を図り、環境経営方針等の共通認識醸成により、各目標に精力的に取り組み地域環境並びに地球環境の保全に貢献する環境に調和した事業活動を進めていきます。

令和4年6月30日 株式会社クリンプロ 代表取締役 川村広晶



## 水から広げる環境づくり



https://cleanpro.co.jp/

この活動レポートは当社HPでもご覧いただけます